

生活保護（生業扶助）世帯、または非課税世帯の方へ

奨学のための給付金制度（返還は不要）のご案内

1. 制度の概要

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

なお、本事業は国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業に該当します。

※新入生への早期給付を申請された方も再度申請が必要になります。

2. 給付要件

令和5年7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

- 生活保護（生業扶助）世帯、または非課税世帯で高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒、及び児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている生徒を除く）
- 保護者、親権者等が茨城県内に在住していること。
（県内の高校に在学する生徒で、保護者が県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。詳しくは事務室にお問い合わせください）
- 平成26年4月1日以降の入学者であること。

3. 給付額（1人あたり）

私立の全日制・定時制高等学校等の在籍生徒 52,600円～152,000円

私立の通信制高等学校等の在籍生徒 52,100円～ 52,600円

私立の高等学校の専攻科の在籍生徒 52,100円

詳細は、「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート（私立学校用）を御覧ください。

※新入生への早期給付を受給された世帯は、上記の額から早期給付分の額を減じた額が支給されます。

4. 支給の時期（予定）

申請後1～2か月以降

5. 申請方法

申請は事務室にて受け付けておりますので、事務室までご連絡ください。

私立高等学校等奨学給付金受給申請書に記入後、必要書類を添付し、7月31日（月）までに事務室へ提出してください。